

## 指導行政のポイント

### 法律で定めた“学校評価”

菱村 幸彦

周知のように、教育関連3法として学校教育法が改正になったが、その改正内容の1つに学校評価がある。

#### 施行規則で評価の方法を定める

学校評価は、すでに平成14年に制定された小・中学校設置基準で制度化されている。今回、それが省令でなく法律で規定されたことで、学校運営における学校評価の意義と役割はより重くなったわけだ。

今回の法改正は、2つの中教審答申に基づく。1つは、平成17年の答申「新しい時代の義務教育を創造する」。同答申は、学校教育の質に対する保護者・国民の関心の高まりに応えるため、学校評価を充実することの必要性を指摘した。

もう1つは、平成19年3月の答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」。同答申は、学校評価に基づき学校運営の改善を図ることによって、教育水準の向上に努めるよう法律に規定すべきことを提言した。

これらの答申に基づき、学校教育法に「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」（42条）という規定を新設した（中学、高校、特別支援学校等にも準用）。

学校教育法は、学校評価を「文部科学大臣の定めるところにより行うと定めている。近く文部科学省は、学校教育法施行規則で、その内容を示す予定であるが、それはおおむね次のとおりである。

(1) 学校は、教育活動その他の学校運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表すること。自己評価を行うにあたっては、学校の実情に応じ、適切な項目を設定すること。

(2) 学校は、自己評価の結果を踏まえた当該学

校の児童・生徒の保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

(3) 学校は、自己評価の結果および学校関係者評価を行った場合はその結果を設置者に提出すること。

#### 学校関係者評価と第三者評価の違い

施行規則で定めるのは、「自己評価」と「学校関係者評価」の2つである。従来、学校評価の方法として、自己評価、外部評価、第三者評価が取り上げられてきたが、これら各評価については、その定義や運用が必ずしも明確でなかった。

で、文科省は、検討会議を設けて学校評価のあり方について検討し、本年8月21日に「学校評価の在り方と今後の推進方策についての第1次報告」をまとめた。報告では、次のように仕分けしている。

(1) 自己評価 校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取り組みの適切さ等について行う評価（保護者を対象とするアンケートなどは、自己評価の一方法）。

(2) 学校関係者評価（外部評価） 保護者（PTA役員等）、学校評議員、地域住民、接続する学校の教職員などの外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果を踏まえて行う評価。

(3) 第三者評価 当該学校に直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価および学校関係者評価（外部評価）結果等を資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的立場から行う評価。

施行規則は、当面、自己評価と学校関係者評価の実施を求めているが、いずれ第三者評価も重要な課題となろう。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●好評発売中！ ● 最新刊！ 菱村幸彦【編著】 A5判392頁・定価3,150円 教育開発研究所

## 『最新教育法規ハンドブック—学校管理職必携』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）